

【平成29年度】

交通災害共済に

家族そろって加入しましょう！

掛金

年額(ひとり)500円

※中途加入の場合も同額

共済期間：**平成29年4月1日～**

平成30年3月31日



- ・中途加入の場合は、申込日の翌日から
- ・平成29年3月31日(金)までに加入することを推奨します

通院1日目から見舞金の支給対象！

＜見舞金＞

- ・傷害：1万円～18万円(限度額)
- ・障害：20万円～30万円(限度額)
- ・死亡：100万円(限度額)

加入条件を満たしていれば、
いつでもどなたでも加入OK！

自転車事故など、
小さな交通災害もカバー！

請求手続きは、
カンタン！

【注意事項！】…申請方法が変わりました！

これまで、加入申し込みは原則、各組長様が一括で行ってきましたが、平成29年度分の申請から、世帯ごとの申請となりました。

加入申し込みをされる世帯の方は、お手数ですが、下記の加入申し込み先にてお申し込みください。

【加入申し込み先】

- ・役場本庁舎、分庁舎、万沢支所
- ・山梨中央銀行南部支店
- ・JAふじかわ(栄支店、南部支店、富沢支店)

※申込書類は平成29年2月24日以降に、各組長様より配布をしていただきます。

お問合せ
〒409-2192
山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2
南部町役場交通防災課
TEL0556-66-3417(直通)

住宅用火災警報器の維持管理について

住宅用火災警報器は、火災を見つけた時にこそ正しく働かなければなりません。そのためにも、日頃から「点検」と「お手入れ」をしておきましょう。

◇点検の時期

一ヶ月に一度を目安に作動点検をしましょう。

◇点検の方法（作動確認）

本体のひもを引くものやボタンを押すことで点検できるものなど、機種によって異なりますので、説明書を読んで、点検方法を確認しておきましょう。

◇掃除（お手入れ）

ほこりなどが付着すると火災を感知しにくくなるので、家庭用中性洗剤に浸した布などを、十分に絞って、軽く汚れを拭き取って下さい。

※掃除するときは、以下のことに注意して下さい。

- ・ベンジンやシンナーなどの有機溶剤は使用しない。
- ・水洗いは絶対にしない。
- ・煙の流入口は重要な部分なので、ふさいだり傷つけない。

住宅用火災警報器の交換時期について

・本体の交換期限は機種によって異なりますが、目安はおおむね10年です。

①自動試験機能のある機器

機能の異常を示す音や表示がされた場合は、本体ごと交換して下さい。

②自動試験機能のない機器

本体に表示された交換期限や説明書の記載にあわせて、本体ごと交換して下さい。

※電池交換タイプは電池交換を忘れずに。

乾電池交換タイプの物は、電池交換が必要です。定期的な作動点検の時に、「電池切れかな？」と思ったら、早めに交換して下さい。電池が切れそうになったら、音や表示で教えてくれるものもあります。

[※詳しくは説明書・仕様書をご確認下さい。]

※住宅用火災警報器を設置されたお宅につきましては、特に、電池切れの警報や誤作動などにより、設置していた住宅用火災警報器を取り外してしまう事のないよう、適切な維持・管理をお願いいたします。

※ご不明な点がございましたら、最寄りの消防署・分署へお問い合わせください。

峡南消防本部 予防課 272-7613 中部消防署 62-5119 南分署 66-2119